



発表項目 (行事名)	産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可の取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を、第15条の3第1項の規定により産業廃棄物処理施設設置の許可を取り消したのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 (1)所在地 岩見沢市北本町東十丁目3番5号 (2)名称及び住所 宮工建株式会社 代表取締役 福田 康子</p> <p>2 処分年月日 令和3年(2021年)3月4日(木)</p> <p>3 処分内容 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し</p> <p>4 許可内容 (1)産業廃棄物収集運搬業 許可年月日 平成30年(2018年)12月10日 有効年月日 令和5年(2023年)12月9日 許可番号 第00100003704号 事業の範囲 廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。積替保管なし。</p> <p>(2)産業廃棄物処分業 許可年月日 平成28年(2016年)6月17日 有効年月日 令和3年(2021年)6月16日 許可番号 第00140003704号 事業の範囲 埋立(がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず) 破碎(がれき類) 選別(がれき類、金属くず)</p> <p>(3)産業廃棄物処理施設 ア 施設の種類 安定型最終処分場 許可年月日 平成20年(2008年)3月18日 許可番号 空環生第551-3号 イ 施設の種類 がれき類の破碎施設 許可年月日 平成26年(2014年)8月28日 許可番号 空環生第1368号 ウ 施設の種類 がれき類の破碎施設 届出受理年月日 平成13年(2001年)4月18日 受付番号 空環生第240-2号</p> <p>5 処分理由 被処分者が、法第16条の2(焼却禁止)の規定に違反して廃棄物である木くずの焼却を行ったことにより、法第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号に該当するに至ったため。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	本件の内容は環境生活部環境局循環型循環型社会推進課のホームページアドレス上(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyokuyou3.htm)で、処分を行った日から処分等の概要(処分の対象者含む)について、公表することとしています。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所) 北海道庁 道政記者クラブ	
担当 (連絡先)	北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 (主幹 黒田 勝巳) TEL: 0126-20-0041 (ダイヤルイン) 内線 2951		